

東広島市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市規則第31号

東広島市契約規則の一部を改正する規則

東広島市契約規則（平成20年東広島市規則第14号）の一部を次のように改正する。

第24条第1号中「130万円」を「200万円」に改め、同条第2号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第3号中「40万円」を「80万円」に改め、同条第4号中「30万円」を「50万円」に改め、同条第6号中「50万円」を「100万円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市契約規則の規定は、この規則の施行の日以後にする一般競争入札の公告、指名競争入札参加者の指名の通知及び随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約について適用し、同日前にした一般競争入札の公告、指名競争入札参加者の指名の通知及び随意契約の見積書の徴取の通知に係る契約については、なお従前の例による。